

審議会等会議録

審議会等の名称	第 1 回山口市住居表示審議会（小郡下郷地区）
開催日時	令和 7 年 1 0 月 8 日（水曜日） 1 9 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
開催場所	小郡地域交流センター 2 階 第二研修室
公開・部分公開の 区分	公開
出席者	恒富竹司、塩川勤三、吉田和正、杉山一利、重富工、山根基信、右田雅彦、渡邊徹志郎、丸田隆時、前田哲男（委員 1 0 名）（敬称略） 小郡総合支所長 阿野浩二、地域生活部長 鈴木徹行（幹事 2 名）
欠席者	なし
事務局	今谷生活安全課長、立石副参事、白松主幹、藤本主事（4 名）
議題	1 委嘱状交付式 2 会長・副会長の選任 3 諮問 4 議事 （1） 住居表示の実施区域 （2） 住居表示の方法 （3） 町の区域及び名称
内容	委嘱状交付式の後、前田哲男氏を会長に、恒富竹司氏を副会長に選任し、市長（副市長代理）から「住居表示の実施区域」「住居表示の方法」「町の区域及び名称」について諮問を行った後、会長の進行により議事に入った。 次第に基づき以下のとおり進められた。 〈事務局〉 －挨拶の後、委嘱状交付式を副市長により執行－ 〈副市長〉 －挨拶－ 〈事務局〉 －委嘱状交付式終了と審議会の開会を宣言－ －会長・副会長の選任につき推薦等がないため、事務局提案により、前田哲男氏を会長に、恒富竹司氏を副会長にお願いすることを提案－ 〈委員〉 －承認－ 〈事務局〉 －審議会の役割は、市長の諮問に応じ、住居表示に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議することであり、本審議会では、地元で話し合われた事項を踏まえ、全市的な見地から、あるいは、各専門的な見地から審議し、より適切な住居表示を実施していこうとするものである旨を説明－

〈副市長〉

－諮問－

1 住居表示の実施区域

2 住居表示の方法

3 町の区域及び名称

－諮問後、副市長は退席－

〈事務局〉

ここで委員及び幹事の皆様のご紹介でございますが、お手元にお配りしております配席図にて紹介に代えさせていただきます。また、会長、副会長各1名、委員8名、ならびに幹事2名の構成で進めさせていただきたいと存じます。

審議に入ります前に、住居表示につきまして数点ご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。まず、これまでの経過でございますが、本市では「山口市住居表示整備計画」に基づき、住居表示を実施しているところでございまして、これまでの実施区域は、資料1のとおりとなっております。

次に資料3をご覧ください。現在は、小郡下郷地区を5か年計画で実施しているところでございまして、今回の対象エリアは、4年目エリアにあたります。

次に、資料2をご覧ください。「実施までの流れ」として、まず、「1経過」についてでございますが、本年7月に、この度の実施エリアの区長、あるいは代表者の皆様と2回ほど協議を行い、その後、8月7日から9日にかけて、住民説明会を開催し、住居表示の目的、スケジュール、町割・町名についてのご説明をさせていただいたところでございます。

次に、「2今後の予定」をご覧ください。1番上及び2番目の枠内が本日にあたります。「住居表示審議会へ諮問」として、先ほど諮問をさせていただきましたが、3点の諮問事項がございます。その後、審議会での審議を経まして「住居表示審議会からの答申」を市長に提出していただく予定といたしております。

住居表示の実施にあたりましては、市議会定例会において2回の審議、議決をいただく必要がございます。まず令和8年3月市議会定例会において、「実施区域及び方法」についての議案を提出いたします。議決をいただいた後に、「住居表示実施についての、30日間の公示」を行いまして、その後の令和8年9月市議会定例会において、「字の区域の変更及び町の区域の新設」につきまして議案を提出いたします。

議決をいただいた後に、「住居表示実施後の手続き等についての住民説明会」を令和9年1月に実施する予定といたしております。

この住民説明会では、実際に住居表示が実施された後に必要な手続きについてのご説明をさせていただきますと共に、住所表記が変更になったことをお知らせするための無料のハガキの配布や、住所変更の手続きに必要となります住居表示変更証明書などの事前受付等についてのご説明をさせていただきます。

その後、「街区表示板及び町名表示板等の貼り付け」を行うこととなります。

そして、今回の地区の住居表示につきましては、現在のところは令和9年2月中旬頃の実施を予定しているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

それでは、これから審議に入りたいと存じますが、ここからの議事進行につきましては、前田会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

〈会長〉

－挨拶－

それでは審議に入ります前に、まず、この審議の公開・非公開について、お諮りします。原則公開ということでよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

次に、議事録についてでございますが、審議内容を広く公開していくため、山口市のホームページへ発言者の実名を伏せた上で、公開したいと思います。よろしいでしょうか。

〈委員〉

拍手により承認

〈会長〉

それでは、議事録署名人2名を私のほうで指名させていただきます。

関係地区住民の代表として、杉山様、関係行政機関の職員として、丸田様を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

〈委員〉

拍手により承認

〈会長〉

それでは、審議に入りますが、諮問内容につきましては、お手元の資料1枚目の次第の「4 議事」に記載しております3点でございます。

まず、(1)住居表示の実施区域について事務局より説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、説明をさせていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。赤囲みの部分が今回の実施区域の範囲となります。関係する自治会が山手下、矢足、長谷の3つの自治会となりますが、北側を「市道山手上金堀線」、東側は、「国道9号線」、南側は「県道新山口停車場長谷線」で区切り、西側は山際の土地で区切った区域となります。

面積は約55ha、世帯数は約860世帯、人口約1,900人となります。

〈会長〉

事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

〈委員〉

質疑なし

〈会長〉

ご意見がないようでしたら（１）の住居表示の実施区域については、事務局提案のまま進めるという方向でよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、事務局提案のまま進めさせていただきます。

続いて、（２）住居表示の方法について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、説明をさせていただきます。

住居表示の方法については、街区方式と道路方式の２種類があります。山口市においては、山口市住居表示実施要綱により街区方式を基本とすることとなっておりますが、審議会に諮って決定することとなっておりますので、２つの方法をそれぞれ説明させていただきます。

まず、街区方式についてですが、こちらがわが国での一般的な住居表示の方法となります。資料１０をご覧ください。

まず、左側の下段をご覧ください。

最初に町割をします。町割とは、町の境界を道路、河川、水路、鉄道等その他恒久的な施設等によって区切のことをいいます。境界線は、道路、水路及び鉄道等については側線。東西に走る場合は南側、南北に走る場合は東側。河川については中心線をとることを基本とします。

次に街区割りをします。右側の上段をご覧ください。

街区の境も、町の境に準じて、道路、河川、水路、鉄道等その他恒久的な施設等によって区切ります。この１つの街区の目安としては２０～３０戸としていますが、戸数よりも道路や河川などの地理的状況を優先して街区を定めています。

最後に街区の中にある建物ごとに住居番号を付けていきます。

右側の下段をご覧ください。

番号の付け方といたしましては、街区の境界線に沿って住宅地であれば１０ｍごとに原則右回りに区切ってまいります。この区切った中に基礎番号を定めていきます。青い丸で書いてある番号が基礎番号です。そして、各建物の住居番号は、各建物の出入口が接するところの基礎番号を用いて住居番号となります。

例えば、この区域が亀山町とすると、赤い②の街区の中の赤字で３と書かれている建物は、住所としては『山口市亀山町２番３号』といった表し方になります。

次に、もう１つの住居表示の方法である道路方式についてですが、こちらは、道路に名前を付け、その道路に面した建物に住居番号を付けていきます。

	この場合、住所の表し方としては、例えば『山口市亀山通り10号』といったものになります。 この方法は、西欧諸国で一般的に使用されておりますが、日本国内においては北海道浦河町（うらかわちょう）、山形県東根市（ひがしねし）の一部で使用されているぐらいで、例外的なものとなっています。事務局からは、以上です。 〈会長〉 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。 〈委員〉 質疑なし 〈会長〉 ご意見、ご質問がないようでしたら（2）の住居表示の方法につきましては、街区方式と道路方式がありますが、山口市内の他地域との整合性を考慮したうえで街区方式ということになりますが、いかがでしょうか。 〈委員〉 異議なし 〈会長〉 それでは、街区方式で決定いたします。 続いて、（3）町の区域及び名称について、事務局より説明をお願いします。 〈事務局〉 それでは、説明をさせていただきます。 町の区域及び名称につきましては、これまで自治会連合会長様、各自治会長様、市関係部局において、協議・検討してきました結果、資料5を町割の案としております。資料5をご覧ください。なお、資料5につきましては差し替えたもので説明をさせていただきます。 まず、全体的なことを申しますと、4年目エリアにつきましては、自治会のエリアと町割がほぼ重なりますことから、山手下区のエリアについては「小郡山手下一丁目から二丁目」、矢足区のエリアについては「小郡矢足一丁目から二丁目」、長谷自治会のエリアについては「小郡長谷二丁目」としております。 従来の名称を尊重し、歴史上由緒あるもの、親しみの深いものとして、この町名を案としております。 あと、各町割りの面積についても、55haを5つの町割りとしておりますことから、多少の大小はありますが、平均11ha、110,000㎡で資料9の山口市住居表示実施要綱の2ページ目第4の5 町（丁目）の基準となる面積の住宅地域99,000㎡の基準に近い数値となっています。 元々は、小郡山手一丁目と二丁目以案をお示ししておりましたが、住民説明会を開催した際に、山手下区の住民の方から「なぜ、小郡山手下一丁目にしないのか。」「山手下区なので山手下だろう。」「上は山手上町としているのなら、山手下となる方が良いのではないか。」という意見があり、事前に山手とするのか
--	---

山手下とするのか、そこを山手下区の皆様に話をしてもらい、どちらにするか決めていただくように、事務局から投げかけを行っていたところです。

また、先日10月4日には、山手下区役員会に同席させていただき、住居表示の内容についての説明を行い、町名の決定に立ち会わせていただきました。その結果を踏まえ、資料5の差し替えをさせていただいたところです。その経緯等も含め、山手下区からのご意見をいただきたいと考えております。

事務局からは、以上です。

〈会長〉

事務局から説明がありましたが、何かご質問はありますか。

それでは、山手下区からご意見をいただきたいのですが、どうぞ。

〈委員〉

この話が出たときに、まず、下を付けるか付けないかで住民の方から、色々と意見が分かれて、私は区長の立場上、数十軒ほど回ってですね、その意向を聞いて、どのぐらいの総意があるのか、回ってみたところですが、自分の考えとか、そういうのは述べて、正直に皆さんの考えを言ってくださいと、意見を聞いてみたところ、下はのけて欲しいという方が結構いらっしゃいました。というのがですね、実際にあった話なのですが、周南とか防府とか近郊の市から、こちらに転居されてきたときに、下が付くのが嫌という方がいらっしゃいました。特に若い方。私もそういう話を聞いたことがあるので、下が無い方が良いのではないかなとも。年配の方に関しては、山手下が馴染んでいるので、それをそのまま使っただけという方がごくわずか4軒程度。あと1軒は、行政に任せるということをおっしゃられました。

そういう経緯がある中、先ほど申されましたとおり、10月4日にですね、役員会で集まって、そこで、下を付けるか付けないかを多数決でやりましたが、圧倒的な多数決の結果、山手下とすることが決定いたしました。私もそれに従いましたので、意見もしません。やはり多数決が全てということをこちらで判断して、来週ぐらいから、こういう結果になりましたと一軒一軒回って、説明をし、同意を得ていきたいと考えています。

〈会長〉

ご意見ありがとうございます。10月4日の役員会で山手下とすることを決めたということですね。

〈委員〉

そうです。これが皆さんの総意です。

〈会長〉

他にはよろしいですか。

〈委員〉

すみません。山手下ばかりで申し訳ないのですが、もう一点、現在の事務局案では、山手下区の住民なのに、住所が矢足になるというところが数軒ございま

す。それでも何とか、その住所が山手下になるようにしてもらえないだろうかという意見も出ております。しかしながら色んな壁もありますので、難しいところもあるかもしれないけれど、伝えるべきことは伝えておかないといけないのではないかなということで、そういう方もいらっしゃるよということを申し上げておきたい。以上でございます。

〈会長〉

ありがとうございます。それでは事務局の方から説明をお願いします。

〈事務局〉

山手下区の一部の住民の方について、住所が「小郡矢足」となるところがあり、説明会でも様々ご意見を伺いましたし、区長さん、副区長さんのお気持ちは大変良く分かります。

当事者の方が説明会に参加された際に、自治会が変わってしまうと勘違いされていたところもあり、住所が矢足に変わるだけで、自治会は従来の山手下区のままと説明したところ、安心して帰られました。

やはり、道路、水路、線路等の恒久的な施設で町を分けるというルールがあるため、どうしても自治会のエリアと町割を完全に合わせることは難しいです。ご意見があった箇所についても、道路等があれば、そこで分けることも可能ですが、道路等が無い場合、難しい状況でございます。

過去の審議会でも同じようなことがありまして、大正上区の住民の住所が「小郡東津一丁目」になるという事例もありました。調整に時間を要しましたが、住所が小郡下郷から東津に変わるだけで、自治会が変わるわけではないと説明をし、納得いただきました。併せて紛らわしいところには自治会プレートも貼るということで、当事者の方にもご理解をいただいたという経緯がございます。

今回についても、何とかご理解いただければと考えております。以上でございます。

〈会長〉

ありがとうございます。

他にご質問がございますか。

他に質疑がないようですので、質疑を終結させていただきます。

本日のまとめとなりますが、議事（１）の住居表示の実施区域につきましては、資料４のとおり、議事（２）の住居表示の方法につきましては、「街区方式」とするというのが今日の審議で決まりました。

議事（３）町の区域及び名称につきましては、山手下区の住民の方で、住所が矢足になってしまうところにつきましては、山手下区の区長さん、副区長さんの方で、今日の審議結果を今一度地元へ持ち帰っていただきまして、当事者の方とも良くお話をしていただき、次回の審議会で回答をいただければと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

	〈委員〉 分かりました。 〈会長〉 それでは、(3)町の区域及び名称につきましては、次回審議会において、審議してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご出席をよろしくお願いいたします。 それでは、事務局より連絡事項等ありましたら、お願いしたいと思います。 〈事務局〉 今回の会議録につきましては、完成次第、議事録署名人のお二方にご確認いただき、ご署名をいただいた後に委員の皆様にお配りをさせていただきます。 委員の皆様におかれましては、今回の審議会の内容につきまして、事務局でまとめますので、各自治会内で回覧などにより周知していただきますようお願い申し上げます。 また、今後、自治会住民の皆様からご意見等が出ました場合は、生活安全課へおつなぎいただきますようお願いいたします。 次回の審議会開催の日程につきましては、11月5日(水)を予定いたしております。改めて、ご案内文書を配布させていただきます。 事務局からは以上です。 〈会長〉 それでは、本日の審議を終了いたします。 長時間にわたり、皆様お疲れ様でした。 本日はありがとうございました。 ー本日の審議会の終了を宣言し、会議終了ー
会議資料	1 次第 2 山口市住居表示審議会委員名簿 3 資料1 山口市住居表示実施地区一覧表 4 資料2 実施までの流れ 5 資料3 住居表示実施事業実施計画(案) 6 資料4 住居表示実施区域(案) 7 資料5 町割(案) 8 資料6 山口市住居表示審議会条例 9 資料7 山口市住居表示に関する条例 10 資料8 住居表示に関する法律 11 資料9 山口市住居表示実施要綱 12 資料10 山口市住居表示パンフレット抜粋
問い合わせ先	地域生活部生活安全課 TEL 083-934-2986